

電気材料技術懇談会 会則

(名称)

第 1 条 本会は、電気材料技術懇談会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、会長の所属する研究教育機関または電気関係企業等に置くこととし、第 14 条の規定に基づき企画委員会で決定する。

(目的)

第 3 条 本会は、電気材料技術に関する理論と実際の知識を交換し、電気材料に関する技術向上と人材育成に貢献することを目的とする。なお、併せて会員相互の親睦を図ることも目的とする。

(会の活動)

第 4 条 前条の目的を達成するため下記の活動を行う。

1. 技術講演・討議を行う会合を開催する。
会合の運営については、事務細則に定める。
2. 第 1 項で定める会合において、会員による技術座談会を必要の都度、開催する。
3. 第 1 項で定める会合のうち、1 回は若手研究発表会とする。
4. 現地見学会を必要の都度、開催する。
5. 第 1 項で定める会合のうち、1 回程度は、国内外の著名な研究者を招聘した特別講演会とすることができる。
特別講演会の運営については、事務細則に定める。
6. 電気材料技術雑誌を発行する。
7. 発表論文に対し褒賞を設ける。
褒賞の運営は褒賞委員会規定に定める。
8. 会合に併せて年 1 回会員による親睦会を催す。

(会員)

第 5 条 会員は、企画委員会で入会を承認された大学など研究教育機関、電気関係企業および団体とする（法人会員）。また、法人会員を退職する個人が会員としての資格を希望する場合にあっては引続き会員（個人会員）となることができる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 会長は会員から選出する。
2. 企画委員
3. 会計監査役 法人会員から選出の企画委員が会計監査役を兼任する。
4. 幹事 4名程度
5. 幹事補 2名 会計を兼務する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 企画委員は講演計画などの会の活動計画を審議する。
3. 会計監査役は、第16条に基づき会計監査を行う。
4. 幹事は、会の運営に関する協議を行うとともに会の活動計画案を作成する。幹事は、必要に応じ企画委員の助言を受けることができる。
5. 幹事補は、会の活動計画案の作成他会の運営事務および会計事務を処理する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、企画委員会終了の翌日から翌年の企画委員会終了日までとする。ただし、再任を妨げない。

(役員を選定)

第9条 役員は、法人会員に属する者および個人会員の中から企画委員会で決定する。

(役員を解任)

第10条 役員が次の各号の一つに該当するときは、企画委員会を構成する者の過半数の議決により、会長がこれを解任することができる。

1. 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
2. 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(企画委員会の構成)

第11条 企画委員会は、第6条に定める会長、企画委員および幹事をもって構成する。

(企画委員会の開催)

第12条 企画委員会は、原則として年1回に開催するものとする。なお、臨

時に開催する必要があるときは会長がこれを召集するものとする。
ただし、臨時支出、役員の変替他、各役員の詳細を得た事項については、召集に代え電子メール審議とすることができる。

(企画委員会の役割)

第13条 企画委員会は、電気材料技術懇談会の最高意思決定機関として、次の重要事項について審議し決定する。

1. 本会の年次活動計画
2. 年度予算(総額)
3. 役員を選出および変替の承認
4. 会費の臨時徴収
5. 会則の改廃
6. 会員の入会・退会の承認

(企画委員会の決定)

第14条 企画委員会は、現企画委員会構成員数の2/3以上の者が出席しなければ本会を開催し、議決することはできない。ただし、事前に他の役員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。企画委員会出席者の1/2以上の賛同を得た事項は本会の決定とし、可否同数の場合は会長の決するところによる。

(会費の徴収)

第15条 会費は、第5条に定める法人会員のうち電気関係企業から徴収する。その金額は法人会員から選出された企画委員の協議により決定する。

(会計監査)

第16条 会計監査役は、下記の項目に従い会計監査を行う。

1. 会計監査役は会計年度終了後、1ヵ月以内に会計監査を行う。
2. 監査結果については、会計監査役の意見書をつけて企画委員会の承認を受けなければならない。

(年度)

第17条 本会は、4月1日より、3月31日までを一年とする。

(入会規定)

第18条 会員になろうとする者は、入会の申し出を会長に提出し、企画委員会の承認を受けなければならない。

(退会規定)

第19条 会員が退会する場合は、会長に届け出て企画委員会の承認を受けなければならない。また、退会する者に、未納の会費がある場合には、

これを支払わなければならない。

(事務細則)

第20条 本会則に定めのない事項は別に定める。

付則	昭和63年	4月	1日	制定
	平成4年	4月	1日	一部改定
	平成9年	4月	1日	一部改定
	平成15年	7月31日		一部改定
	平成21年	12月15日		一部改定
	平成25年	4月	2日	一部改定
	平成28年	3月14日		一部改定

以上